

水域区分（条例）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例別表第7 付表

水域区分	水域細区分		区域
水道 水源 水域	河川	江戸川水域	東京都と埼玉県の間（以下「埼玉県境」という。）から栗山浄水場取水口（左岸 千葉県松戸市下矢切地先、右岸 葛飾区柴又五丁目地先）に至る区間の江戸川本川及びこれに流入する公共用水域
		多摩川水域	多摩川本川（砧下浄水所取水口（左岸 世田谷区鎌田二丁目4番地地先、右岸 神奈川県川崎市宇奈根地先）から下流及び小河内ダム貯水池（奥多摩湖）を除く。）及びこれに流入する公共用水域
		霞川水域	霞川本川及び矢端川（いずれの河川も、埼玉県境から上流に限る。）並びにこれに流入する公共用水域
		成木川水域	成木川本川（埼玉県境から上流に限る。）及びこれに流入する公共用水域
	湖沼	小河内ダム貯水池	小河内ダム貯水池（奥多摩湖）
一般 水域 A	河川	江戸川水域（下流）	栗山浄水場取水口（江戸川水域と同じ。）から河口（左岸 千葉県浦安市舞浜地先、右岸 江戸川区臨海町五丁目地先）に至る区間の江戸川本川及び旧江戸川並びにこれに流入する公共用水域（新中川を除く。）
		多摩川水域（下流 A）	砧下浄水所取水口から東京都調布取水堰（左岸 大田区田園調布一丁目57番地地先、右岸 神奈川県川崎市上丸子天神町）に至る区間の多摩川本川及びこれに流入する公共用水域
一般 水域 B	河川	多摩川水域（下流 B）	東京都調布取水堰（多摩川水域（下流 A）と同じ。）から河口（左岸 大田区羽田三丁目33番地地先、右岸 神奈川県川崎市大師河原一丁目地先）に至る区間の多摩川本川及びこれに流入する公共用水域
		荒川水域	次に掲げる水域及びこれらに流入する公共用水域 1 埼玉県境から河口（左岸 背割堤南端、右岸 江東区新砂三丁目7番地地先）に至る区間の荒川本川 2 埼玉県境から河口（左岸 江戸川区清新町一丁目1番地地先、右岸 背割堤南端）に至る区間の中川本川 3 新中川 4 隅田川本川（（左岸 中央区豊海町8番地西端、右岸 港区海岸一丁目10番地東端）から上流に限る。） 5 隅田川派川（（左岸 江東区豊洲二丁目1番地地先、右岸 中央区晴海二丁目2番地東端）から隅田川本川との分派点までの区域に限る。） 6 埼玉県境から下流の新河岸川 7 埼玉県境から中川合流点に至る区間の綾瀬川 8 白子川、黒目川、柳瀬川、野火止用水及び不老川（いずれの河川も、埼玉県境から上流に限る。） 9 江東河川（荒川右岸（江東区新砂三丁目7番地地先）南端から江東区枝川一丁目南端をへて相生橋東端（江東区越中島二丁目1番地地先）に至る陸岸から地先海域に流入する公共用水域）

水域区分	水域細区分		区域
一般水域 B	河川	城南水域	次に掲げる水域及びこれらに流入する公共用水域 1 古川（（左岸 港区海岸一丁目 15 番地地先、右岸 港区海岸二丁目 7 番地地先）から上流に限る。） 2 目黒川（（左岸 品川区東品川一丁目 39 番地地先、右岸 品川区東品川三丁目 8 番地地先）から上流に限る。） 3 目黒川派川（（左岸 港区港南二丁目、右岸 品川区東品川一丁目 3 番地地先）から上流に限る。） 4 立会川（（左岸 品川区東大井二丁目 27 番地地先、右岸 品川区南大井一丁目 6 番地地先）から上流に限る。） 5 内川（（左岸 大田区大森東一丁目 36 番地地先、右岸 大田区大森東一丁目 37 番地地先）から上流に限る。） 6 旧呑川（（左岸 大田区大森東五丁目 28 番地地先、右岸 大田区大森南四丁目 4 番地地先）から上流に限る。） 7 呑川（（左岸 大田区大森南五丁目 6 番地 2 号地先、右岸 大田区東糀谷六丁目 3 番地 1 号地先）から上流に限る。）
		鶴見川水域	鶴見川本川（東京都と神奈川県の間（以下「神奈川県境」という。）から上流に限る。）及び恩田川（神奈川県境から上流に限る。）並びにこれらに流入する公共用水域
		境川水域	境川本川（神奈川県境から上流に限る。）及びこれに流入する公共用水域
	海域	東京湾水域	江戸川区の江戸川河口右岸から大田区の大森川河口に至る東京都に属する陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域で他の水域に属しない水域
島しょ及びその海域	河川	島しょの河川	伊豆諸島及び小笠原諸島内の河川及びこれに流入する公共用水域
	海域	島しょの海域	伊豆諸島及び小笠原諸島の周辺海域